

SABO NEWS LETTER

第122号【発行日】平成26年11月19日（水）【発行】（一社）全国治水砂防協会

目 次

1. 目次・行事予定 1
2. 国土交通省砂防部長よりご挨拶 2

行事予定

（全国治水砂防協会）

平成27年2月19日（木）～20日（金）

第55回砂防および地すべり防止講習会（砂防会館）

ご質問、ご意見、ご感想、記事の詳細内容等、お問合せ先

一般社団法人 全国治水砂防協会

住所：〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館内

電話：03-3261-8386 FAX：03-3261-5449 E-mail：kyokai@sabo.or.jp

砂防に関する最新情報は砂防協会ホームページをご覧ください。

<http://www.sabo.or.jp/>

国土交通省砂防部長よりご挨拶

会員の皆様へ

◇「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立

今年も余すところあと少しとなり、本格的な冬の到来がすぐそこまで来ております。

振り返りますと、今年は土砂災害による被害の多い年となってしまいました。1,000件を超える土砂災害が発生し、82名の方が犠牲となられ、全壊した人家も154戸を数えます。特に、8月20日に発生した広島災害では74名の方がお亡くなりになり、改めて土砂災害の恐ろしさを認識することとなりました。その他にも長野県南木曾町や兵庫県丹波市など全国各地で土砂災害による人的な被害が発生しております。改めて、亡くなられた方のご冥福をお祈りし、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。

広島での激甚な土砂災害の状況等を受け、安倍総理、太田国土交通大臣から土砂災害防止法の改正の指示を受け、この臨時国会での成立をめざしてまいりました。11月12日に国会で成立し、19日に公布されました。衆議院、参議院とも全会一致での法案成立となりました。

この間、会員の皆様には法改正の内容等につきましてご意見、ご提言を賜り、誠にありがとうございました。この紙面を借りて御礼申し上げます。

今回の法改正は、土砂災害から命を守るために、警戒避難体制を強化することを主な目的とした改正内容となっております。災害時に住民が安全な場所に逃げるためには、「どこが危ないのか」、「いつ危なくなるのか」、「何処にどのように逃げるか」といった事を理解してもらう必要があります。

まずは「どこが危ないか」、これについては都道府県の調査結果がわかった段階ですぐに公表してもらおうことといたしました。このことにより、法に基づく土砂災害警戒区域等の指定も進むことと思います。危険な区域の明示がもっとも基本的なことと考えます。危ない場所が分からなければ警戒避難体制のとりようがありません。これらが遅れていたのが問題です。今後ともさらに調査等が遅れるような場合等には国による都道府県への是正の要求も行うこととしました。

次に、土砂災害警戒情報を法律に位置づけ、市町村長や住民の皆様へ「いつ危ない状況になるか」情報提供をいたします。この情報が避難勧告につながってくればと考えております。この情報の発令単位を細かくできないか、また精度を向上させることが可能かなどの課題もあります。国としてできるだけ課題解決に努力してまいります。また土砂災害警戒情報だけでなく事前の危険度情報や災害発生情報などもあわせて時系列で提供してい

くこととしており、そのことで市町村にとってはわかりやすく有益な情報になることと思います。

さらに、住民の方に逃げていただくために、安全な避難場所や避難経路を明確にわかるようにしておかねばなりません。より効果的な地域防災計画を作ってもらふことといたしました。また、災害時要支援者施設にも情報提供を行い、的確な避難行動をとっていただく必要があります。これらを法律の改正内容として盛り込んでおります。

市町村にとって、多くの負担を伴うことになるとは思いますが、気象条件が変化し、豪雨が激しさを増す今、警戒避難体制もさらなる水準が求められています。土砂災害はわかりにくく、市町村だけでは対応が難しいことは承知しておりますので、国としましても市町村への助言や技術的な支援など精一杯の努力をさせていただくつもりです。この法改正にもそのような努力義務を盛り込ませていただきました。市町村、都道府県、国が一体となって人命を守る警戒避難体制の構築を目指さねばなりません。そのような思いをこの法改正に込めたつもりです。

今回の法改正はいわゆるソフト対策を中心とした内容ですが、災害発生時に砂防堰堤等の施設が効果を発揮し、多くの人命を守った例もたくさんございました。広島では災害前に完成していた大町地区の砂防堰堤が完全に土石流を止め被害を防ぎました。地域の安全安心を確保するためには砂防施設の整備などのハード対策が必要なことも明らかです。これらの人命を守る施設整備にもしっかりと取り組んでまいりますので、皆様方のさらなるご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様方のご健勝と地域のますますのご発展を心から祈念申し上げます。

平成 26 年 11 月 19 日
国土交通省砂防部長
大野 宏之

* 土砂法改正の内容については下記URLを参照下さい

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000827.html